

# システム発注者・ITグループ会社必携ー2026年1月施行「改正下請法（取適法）」対応実務とリスク管理【会場・オンライン同時開催】（4125265）

本セミナーは取適法対象取引の一つである「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」（情報システムの開発・運用・保守の分野）に焦点を絞り、内容とリスク管理について解説します。

開催日時	2025年3月25日(水) 10:00-17:00
JMAS研修分類	共通業務(契約・法務・コンプライアンス)
カテゴリ	共通業務(契約管理、BPO、コンプライアンス、人的資産管理、人材育成、資産管理)・セキュリティ・システム監査 <a href="#">詳しくはこちら</a>
取り手ラシー	Roa(データ・技術の活用)：監査点
講師	近藤 隆 (株式会社モノづくり研究所 代表) (元ソニー) 株式会社「4x4」代表取締役 (一般社団法人) 日本能率協会 契約講師 (一般社団法人) 日本実業管理協会 主任研究員、契約講師 (一般社団法人) 中経実業管理 契約講師 (公益財団法人) 日本生産性本部 経営コンサルタント 日本生産性本部 契約講師
参加費	1998年ソニー株式会社入社以来、カールレド宝庫(農業工場)を皮切りに、VTR、ビデオカメラ、一貫してモノづくり現場を歩む。製造業現場において、IE、VAによる「製造の組織的改善アプローチ」による生産性の向上ならびに、不良対策(FIT)法の開発・運用による品質改善活動に取り組んだ。また、1999年、ソニー株式会社資材本部に異動。資材人事・研修、企画・業務畑を歩み、2002年よりコンボネット(ビジネス部門)プロジェクト推進室 室長として、購買部門の企画管理、試作購買の統括業務に携わる。ビジネス部門における下請法遵守体制づくり・教育指導、調達品における環境品質保証活動(グリーン調達体制構築)、試作購買業務システム構築、設備購買システム構築、ならびに、CSR活動の推進に部門責任者として取り組んだ。また、同社購買部門における「バイヤー兼統括」を担いとする各職研修、資格制度ならびにカリキュラムの策定・導入・運用において実績を残す。自身も、「買付購買管理」、「生産管理」、「品質管理」、「買付法務・コンプライアンス」等の社内講師を歴任。
会場	JUAS会場/TC: 35,200円 一般: 45,100円(1名様あたり 消費税込み、テキスト込み)【受講権利枚数1枚】
対象	ITグループ会社、情報システム部門の契約担当者、プロマネ、調達担当者 <a href="#">詳細</a>
開催形式	講義
定員	25名
取得ポイント	※IT実務カポイント対象のセミナーです。(2時間1ポイント)
IT実務カポイント	6

## 主な内容

### ■受講形態

#### 【選べる受講形態】

#### A. 会場にてご参加

#### B. オンラインにてご参加：[【セミナーのオンライン受講について】](#)

### ■テキスト

#### A. 会場にてご参加：当日配布

#### B. オンラインにてご参加：開催7日前を目途に発送（お申込時に送付先の入力をお願いします）

※開催7日前から開催前日までにお申込の場合、テキストの送付は開催後になることがあります。ご了承ください。

### ■開催日までの課題事項

特になし

### ◆当講座はオンライン参加も可能な講座となります ◆

2025年5月16日、下請代金支払遅延等防止法（下請法）の改正法（取適法※）が成立しました。

施行は2026年1月1日。約20年ぶりの改正となりました。

ITグループ会社の多くは、親会社との情報システム開発委託契約に基づき協力会社にシステム開発を委託します。

システム開発では仕様変更が頻繁に発生します。これは取適法遵守上、どのように解釈・対応すべきでしょうか。

現在、コンプライアンス(法令遵守)経営が重視されています。この法令違反は風評リスクを招く恐れが多々あります。

大手企業の資材調達・購買部門には監督官庁による同法遵守に関する立ち入り調査等が実施されています。

現在は物の製造（製造委託）が中心ですが、このところ、「業務システム」「製品組み込みの各種制御システム」等、

ソフトウェア分野の重要性は益々高まっており、今後は不適切な取引・やりとりは企業リスクに繋がる可能性があります。

本セミナーは取適法対象取引の一つである「情報成果物作成委託」、「役務提供委託」（情報システムの開発・運用・保守の分野）に焦点

を絞り、

内容とリスク管理について解説します。取適法全般につきましても、基本的な解説をいたします。

更には、下請法からの改正ポイントにつきましても実務運用上のポイントを解説いたします。

※「取適法」：「中小受託取引適正化法」：「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」

### ◆主な内容例：（カリキュラム）

#### 1. コンプライアンスの重要性とリスク管理

- ・コンプライアンスとは
- ・コンプライアンス違反とリスク
- ・コンプライアンス活動の枠組み
- ・情報成果物の作成委託で取適法（下請法）が問題になった事例

#### 2. 取適法の概要とポイント

- ・取適法の目的

- ・取適法の位置づけ
- ・取適法適用取引の判断基準と要件
- ・情報成果物の作成委託とは（他の4類型についても解説）
- ・取適法の適用関係と親会社・子会社の関係
- ・4つの義務内容と判断基準
- ・11の禁止事項と遵守のポイント

### 3. 4つの義務内容と実務上の留意点

#### a 「注文書の作成・交付義務」と留意点

- －基本契約と個別契約(注文書と請書を含む)でやり取りする場合の留意点
- －電子発注の留意点

#### b 「書類の作成・保存義務」の留意点

- －保存が必要な書類例
- －見積書の扱い, 提案書の扱い

#### c 「支払期日を定める義務」と留意点

- －大規模システム開発の場合
- －工事進行基準による場合

#### d 「遅延利息支払義務」と留意点

- －検収、受け入れテストと支払いの関係
- －60日の起算点と利率（遅延利息）

「情報成果物作成委託」における受領日の特例とは？

### 4. 11の禁止事項の要点と、実務にあたって生ずる問題と対応策

- ・11の禁止事項とは（要点整理）

#### a 受領拒否の禁止

#### b 製造委託等代金の支払遅延の禁止

#### c 製造委託等代金の減額の禁止

#### d 返品 of 禁止

#### e 買ったたきの禁止

#### f 購入・利用強制の禁止

#### g 報復措置の禁止

#### h 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

#### i 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

#### j 不当な給付内容の変更・不当なやり直しの禁止

#### k 協議に応じない一方的な製造委託等代金の決定の禁止

#### ○具体的な課題への対応

- ・仕様変更、納期変更と代金変更
- ・先行作業とプロジェクトの中止
- ・AI開発のように自社では開発出来ない分野の開発委託
- ・受注ができないための契約解除
- ・システム開発プロジェクトが中止になり先行作業が不要になった
- ・担当者が納品書・請求書の提出を忘れ支払遅延
- ・無理な納期の指定
- ・「予算がない」「次回にカバーする」と説明して委託金額を値下げ
- ・発注者のコンピュータを使用した場合の納品時期とは
- ・発注者の施設、機器の利用に伴う賃料問題(労働局の指導)
- ・大規模システムにおける検収期間
- ・仕様不適合、欠陥を理由とした支払拒絶、受領拒絶
- ・大規模な開発における部分納品と委託金額支払時期の関係
- ・知的財産権の委託元への移転問題
- ・発注単価の一方的値下げ
- ・品質が悪い場合、減額できるか
- ・仮単価、仮委託金額、仮納品の問題…ほか
- ・運用業務など毎月支払いをする場合の留意点

### 5. 官庁による下請法遵守状況調査と下請法事件処理の実際

#### (1) 官庁による下請法遵守状況調査

(2) 取適法 (旧下請法) 事件処理フローチャート

(3) 取適法 (旧下請法) 運用強化の流れ

(4) 取適法 (旧下請法) 運用基準への対応